

よくある質問

令和7年7月1日

一般社団法人 地域循環共生社会連携協会

No.	質 問	回 答
A. 応募申請について		
1	【様式1】応募申請書の「申請者」は誰にすればよいですか。	法人の代表権を持つ方としてください。代表者からの委任状を添付する場合に限り、代表権を持つ方でなくても代表者として応募申請することが可能です。
2	【様式1】連絡担当窓口及び別紙1実施計画書の「事業実施の担当者」(事業の窓口となる方)は誰にすればよいですか。	申請者(代表事業者)の所属の方で、補助事業に関わる業務を実際に行い、協会と連絡を取り合える方としてください。(補助事業に関わる全ての業務は、「事業実施の担当者」(事業の窓口となる方)を通じて遂行しますので、代行申請は認められません。)
3	【別紙1】実施計画書の「事業実施の代表者」は誰にすればよいですか。	【様式1】応募申請書の申請者と同じ方としてください。共同申請の場合は、代表事業者の申請者としてください。
4	公募の要件を満たした応募内容であれば、必ず採択されるのでしょうか。	実施計画書等の記載内容が当事業の趣旨に沿い、外部の有識者からなる審査委員会で審査基準により審査・評価し、公募予算の範囲内で採択を行いますので、必ず採択されるわけではありません。例えば、事業のキャッシュフローや途絶リスクの対応方法等で事業の継続性が確認できない場合は、採択されない可能性があります。 なお、審査委員会で書面審査と合わせて、対面ヒヤリングを実施する場合もあります。
5	2人以上の者が財産を取得する際は、2者が代表事業者として応募申請できますか。	2人以上で連名申請を検討している場合は、事前に協会に相談してください。(B.共同申請についての2参照)
6	応募申請後、補助金申請を辞退する必要が発生した場合、どのように対応すればよいですか。	書面での手続きが必要となりますので、辞退する必要が生じたら、速やかに協会にご連絡ください。申請に当たっては、十分に検討の上、応募してください。
7	応募申請が採択された場合、応募申請から交付申請までの間に事業計画の策定を見直した場合、交付申請時に提出する事業実施計画書は応募申請時のものから変更してもよいですか。	交付申請の際に提出する実施計画書は、協会から特別な指示のない限り、応募申請の際に提出したものと同一のものとしてください。どうしても変更が必要な場合、協会に相談してください。
8	テレワークが主体であり代表者の押印に時間がかかるため、押印がなくても応募申請書を受付けてもらえますか。	代表者の押印は不要です。応募申請書の内容等につきましては、内部規定などにより確認されたものを提出してください。
9	外国企業でも、補助金の応募申請はできますか。	「補助金の応募を申請できる者」の「ア 民間企業」は、「会社法に基づき設立された日本法人」であることが条件です。
10	補助金の応募を申請するための条件について教えてください。	補助金の応募を申請できる者は、本事業を確実に遂行するために必要な経営基盤を有し、事業の継続性が認められる者として(直近の決算において債務超過の場合は、原則として対象外とします)。補助金の応募を申請できる者のその他の詳細な条件は公募要領の各事業の(2)補助事業の応募者を参照してください。

No.	質 問	回 答
11	「地球温暖化対策推進法に基づき市町村が定める促進区域」とはどのようなものですか。	地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10法律第117号)第21条第5項に基づき、市町村が、再エネを促進するとしてポジティブに設定されるエリアを「促進区域」として定めるものです。 促進区域で実施する事業に該当する場合には、①市町村の地方公共団体実行計画(区域施策編)に位置づけられた促進区域に係る文書の写し(WEB掲載場所のURLを余白に記載)、②その他必要な補足説明資料を提出してください。提出書類に基づき審査をしますので、①だけで判断ができない可能性がある場合には、②を必ず提出してください(提出資料のみで該当性が十分に判断できない場合には評価対象外とします)。促進区域内で実施する事業であっても、当該事業で導入する再エネ設備が、当該促進区域の促進対象とされていない場合は、評価対象とはなりません。なお、公募締切日までに地方公共団体実行計画(区域施策編)に位置づけられた文書として市町村WEBサイトにて正式公表された促進区域が評価対象となり、検討中のものやWEB公表前等のものは、評価対象とはなりません。
B. 共同申請について		
1	共同申請を行う際、代表事業者は誰にすればよいですか。	代表事業者は、補助対象設備の全部又は一部を取得する者であり、補助事業の実施に関して、全責任を負うことができる者としてください。 具体的には、応募申請書を取りまとめたいただき、採択された場合には、円滑な事業執行と目標達成のために、その事業の推進に係るとりまとめを行うとともに、実施計画書に記載した事業の実施体制に基づき、具体的な事業計画の作成や、事業の円滑な実施のための進行管理を行っていただきます。また、協会に提出する各種書類(経理書類を含む)の取りまとめ、協会による現地調査や会計検査院による現地検査の窓口も担当いただきます。
2	補助対象設備を、共同事業者が所有することは可能ですか。	可能です。 その場合、応募申請書【様式1】に連名申請を行い、【別紙1】実施計画書の「導入する設備等」の欄に当該設備の所有者を記入してください。また、【別紙2】経費内訳は、共同申請者ごとに作成してください。
3	補助対象設備等の一部を取得する共同申請者は、共同申請者の間でなんらかの契約を締結することが必要ですか。	代表者は、補助事業が円滑に推進できるよう、補助対象設備等の一部を取得する共同申請者間で契約(覚書)を締結してください。(役割分担、スケジュール、費用等について)
4	共同申請者が補助対象設備等の一部を取得する場合、共同申請者における経理処理は、協会の規定、事務手引きに従う必要がありますか。	共同申請者における経理処理についても協会の規定、事務手引き等に従っていただきます。代表者は、共同申請者すべての経理書類の整備が円滑に進むよう対応してください。
5	共同申請者が補助対象設備等の一部を取得する場合、共同申請者に対して、協会による現地調査、会計検査院による実地検査が実施されることはありますか。	共同申請者が協会による現地調査、会計検査院による実地検査の対象となることもあります。 共同申請者に対する調査・検査を実施する場合は、代表者に窓口となっていただきます。また、代表事業者の立ち合いのもと、調査・検査を実施することもあります。
6	オンサイトPPAまたはファイナンスリースで再エネ発電設備を導入する場合の申請方法はどのようになりますか。	オンサイトPPAまたはファイナンスリースで再エネ発電設備を導入する場合は、原則としてオンサイトPPAまたはファイナンスリースの事業者を代表事業者とし、オンサイトPPAのサービスを受けるまたはファイナンスリースで導入する設備を使用する補助事業の応募者を共同事業者としてください。 なお、オンサイトPPAまたはファイナンスリースの契約期間により、長期電力契約が結ばれていると認められる事業は書類審査の際に加点されます。

No.	質 問	回 答
C. 応募申請時の提出書類について		
1	申請内容等について、事前の相談は可能ですか。	提案いただく事業内容等に関する事前の相談は可能ですが、応募申請書の書き方や記載内容の適否等については回答することができません。
2	各年度の業務概要及び貸借対照表・損益計算書は、株主向けに発行しているパンフレットに記載し、弊社ホームページにもIR情報として公表しています。パンフレットやホームページに掲載されたものを提出書類としてもよいですか。	問題ありません。 ホームページの印刷でも可能です。
3	定款、貸借対照表・損益計算書には、原本証明が必要でしょうか。	不要です。写しでかまいません。
4	弊社は連結決算を採用していますが、グループ全体の貸借対照表・損益計算書が必要でしょうか。	グループ全体ではなく、自社分の貸借対照表・損益計算書経理状況をご提出ください。
5	代表事業者と共同事業者、それぞれの業務概要、貸借対照表及び損益計算書、定款が必要でしょうか。	代表事業者と補助金の交付を受けようとする(財産の一部を取得する)共同事業者について、それぞれの業務概要、貸借対照表及び損益計算書、定款が必要です。
6	経費内訳の金額の根拠がわかる書類(見積書)等を添付する必要がありますが、詳細な見積の取得が難しい場合、概算の見積書の添付でも応募申請可能ですか。	応募申請の段階では、機器・工事等の経費内訳は、計画等の内容に基づいた概算の見積書をもとに作成いただいてもかまいません。なお、見積書は、応募申請時点で有効期限の切れていないものを添付してください。
7	応募申請書に相見積の添付は必要ですか。	応募申請段階では、相見積は必須ではありません。 採択となった場合は、交付申請をふまえて、交付決定された後に、発注(契約)を行うこととなりますが、その発注時には3者以上の相見積もしくは入札等、競争原理が働く業者選定を行ってください。
8	CO2削減効果を算出する際、ベースとなるデータはいつ時点の実績をベースに作成すれば良いですか。	基本的には令和6年度または応募申請の時点で最新の実績をベースにして作成して下さい。
9	【様式1】への押印は必要でしょうか。	不要です。Excel形式のファイルをそのまま提出してください。
10	応募申請時に提出する電子データについて、ファイル形式の指定はありますか。	【様式1】、【別紙1】、【別紙2】については、協会が提供するExcel形式でファイルをそのまま提出してください(シートを分けずに一連のファイルで提出)。 その他参考資料等については、作成時のファイル形式のままで提出してください。また、資料のコピー等はPDF形式で提出してください。 詳細については、公募要領の「Ⅶ 応募申請方法等」を参照ください。
11	会社を設立して間もないので、直近3決算期の貸借対照表・損益計算書がありません。この場合提出は不要でしょうか。	法人を設立してから1会計年度を経過していない場合には、申請年度の事業計画及び収支予算を提出してください。1会計年度を経過している場合は、直近1決算期の貸借対照表・損益計算書を提出してください。2会計年度を経過している場合は、直近2決算期の貸借対照表・損益計算書を提出してください。
12	定款にはデータセンター事業等の記載がありませんが応募は可能でしょうか。	応募は可能です。 ただし、本補助事業を実施するには、定款にデータセンター事業等の記載が必要ですので、今後追記する旨を記載した書類を添付してください。既に定款にデータセンター事業と同等の事業が記載されていればその旨記載をしてください。
13	新設する再エネ発電設備による発電量に余剰が発生した場合など、データセンター以外に電力を供給することは可能ですか。	可能ですが、その再エネ発電設備は補助対象外となります。ただし、本事業で新規に導入した補助対象外設備分のCO2削減量(データセンター以外に供給する分は除く)を評価に加えることは可能です。事業報告書でも報告いただくこととなります。

No.	質 問	回 答
D. 申請方法について		
1	J グランツ/jGrantsによる提出とはどのような方法ですか。	J グランツ/jGrantsは、デジタル庁が運営する補助金の電子申請システムです。公募要領 VII応募申請方法等(4)提出方法及び提出先 に示したURLを参照ください。 J グランツでの申請にあたっては、事前に「G ビズ ID / gBizID」アカウント の取得が必要となりますので、デジタル庁の次のURLにアクセスし取得の手続きをとってください。 G ビズ ID(デジタル庁) https://gbiz-id.go.jp/top/index.html 今年度の申請より極力 J グランツでの申請をお願いしますが、やむを得ず J グランツを使用できない場合に限り電子メールでの提出を受付ます。
2	メール申請とは、どのような申請ですか。	応募書類をすべて電子データとしてメールに添付を行い申請します。 提出期限は令和7年7月29日(火)正午までとなります。
3	メール申請をしたいのですが、添付ファイルの容量が多く一度で送信できない場合、どうすれば良いでしょうか。	分割して送信していただいても構いません。一度の送信で添付ファイルの容量は100MBまでとしてください。その際、メールの件名の最後に(何通目/全体数)と入力してください。 また、元データで送信可能な場合はPDFに変換しない等、容量を軽減できるようご注意ください。 詳細については、公募要領の「VII 応募申請方法等」を参照ください。 ※分割した結果多数のメールになってしまう場合、そもそも分割が不可能な場合については、協会に相談してください。
4	メール申請ではなく、書類(紙媒体)での申請はできますか。	できません。
E. 複数年度にわたる事業について		
1	複数年度事業の申請方法はどのようによいのですか。	【別紙1】については、年度ごとの事業内容がわかるように(何をいつまでに実施するのか)記載してください。 【別紙2】経費内訳については、各事業年度ごとに補助対象経費を計上してください。 なお、採択後は年度ごとに交付申請を行っていただき、交付決定の日以降に契約・発注していただくこととなります。
2	複数年度事業で、初年度の補助対象経費が発生しない計画でも補助対象となりますか。	初年度に補助対象経費が発生しない場合は、補助対象となりません。
3	複数年度事業で、初年度の補助対象経費が詳細設計費用だけでも補助対象となりますか。	補助対象となります。
4	複数年度事業で、初年度は設備の付属設備の据付工事を予定していますが、補助対象となりますか。	補助対象となります。
5	複数年度事業として採択された場合は、2年度目以降も応募申請をするのですか。	2年度目以降は応募申請は不要ですが、交付申請は必要です。
6	複数年度事業で応募し、今年度採択された場合は、次年度も必ず採択されることとなりますか。	今年度事業を計画通り完了したうえで、次年度の計画に変更等がなければ、次年度の当該補助事業の予算が確保され、国の予算が成立した場合基本的には採択となります。 ただし、予算が大幅な削減等になった場合などには、事業内容の変更等を求めることがあります。

No.	質 問	回 答
7	複数年度事業の場合、初年度に年度をまたいで複数年度にわたる発注または契約をしてよろしいでしょうか。	複数年度にわたる発注または契約することも可能ですが、国の予算は単年度となっているため、翌年度も必ず補助事業予算があるとは断定できないため、事業者様の責任に基づいて行うものであることをご承願います。 なお、補助事業は前述のとおり単年度の予算ですので、年度ごとに交付申請して頂き、年度ごとに検収及び支払いを行っていただく必要があります。発注書または契約書には、年度ごとの発注内容とその経費を明記してください。 また、翌年度事業の開始については、交付決定日以降に発注先または契約先に対して指示書等を発出していただくことにより、開始してください。（今年度の事業完了日の翌日～翌年度の交付決定日の前日までは、補助事業を中断していただくこととなります。）
8	複数年度事業の場合、翌年度の事業開始はいつになりますか。	翌年度に入ってから交付申請書を提出いただき審査を経て協会が交付決定を行った日以降、事業を開始することができます。 ただし、翌年度交付決定前着手の承認を受けた場合（交付規程第15条参照）には、翌年度の4月1日から事業を開始することができます。
F. 補助対象経費について		
1	補助対象経費とは何を指しますか。	補助事業を行うために直接必要な経費のことであり、当該事業で使用されたことを証明できるものに限ります。各事業の補助対象経費の区分・費目・細分は、交付規程別表第2及び第3をご確認ください。
2	補助対象外となる経費には、どのようなものがありますか。	補助対象外となる経費の例は次のとおりです。詳細については個別にご相談ください。・事業に必要な用地の確保に要する経費・土地の造成（伐採、伐根、整地等）に係る費用・建屋の建設にかかる経費・事業実施中に発生した事故・災害の処理に要する経費・既存施設・設備等の撤去費及び処分費（当該撤去・移設・廃棄に係る諸経費を含む）・補助対象設備以外のオプション品の工事費・購入費等（導入する設備に用いる予備品、交換用の消耗品費等を含む）・浸水対策などの嵩上げ基礎に係る経費・再エネ電力メニュー及び再エネ電力証書の購入費用・官公庁等への申請・届出等に係る経費・本補助金への応募・申請手続きに係る経費（報告等の手続きに係る経費を含む）・二酸化炭素排出削減に寄与しない機器、設備（設備の防音壁、安全フェンス、監視カメラ等）、周辺機器、法定必需品（消火器等）等に係る経費・経年劣化等によりエネルギー消費効率が低下したものを劣化等前までに回復させることに係る経費・補助事業による取得財産であることを明示するために貼り付けるプレート等の作成及び貼り付けの費用等・気象計（日射量計、温度計など）とその設置費用 ※電力需給の制御に必要なデータを計測する場合は補助対象・その他事業の実施に直接関連のない経費・消費税も原則対象外です。（詳細はH. 1をご覧ください。）
3	事業において、年度毎又は総額で補助金に上限はありますか。	本補助事業においては、補助金額に上限があり、例えば新設の場合では各年度3億円が上限となります。ただし、当然のことながら予算には上限があり、また複数の事業が採択されること等も踏まえて、申請額をご検討ください。
4	採択後、補助対象経費を精査した結果、事業費が増額してしまった場合、補助金額の増額は可能ですか。	採択通知書に記載された採択額が、補助金交付額の上限になります。事業費が増額した場合は、採択額を超える部分は自己負担となります。
5	業者への工事代金支払いを手形で行ってもよいでしょうか。	銀行振込を含む現金払いとしてください。 手形による支払いでは、補助金は交付できません。

No.	質 問	回 答
G-1. 補助事業の要件及び補助対象設備について(共通)		
1	再エネ発電設備・蓄電池等の設置場所・設置方法について、制約等がありますか。	設置場所の選定にあたっては浸水や土砂災害等の危険性に留意し、設置予定場所のハザードマップに基づく対策を実施してください。又、地震の際に機能維持できるよう、「建築設備耐震設計・施工指針」等に基づき設置してください。
2	再生可能エネルギーにはどのようなものが該当しますか。	太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他自然界に存する熱、バイオマス(依存率が発電量ベースで60%以上)、その他化石燃料以外のエネルギー源のうち、永続的に使用できるものが該当します。
3	再生可能エネルギーの使用に係る補助対象設備についての主な要件はどのようなものがありますか。	主な要件は、以下の内容になります。 補助対象となる再生可能エネルギー発電設備は、自家消費型又は地産地消型のものに限り、本事業において、「自家消費型」とは、データセンターの同一敷地内に再生可能エネルギー設備を設置して当該設備が発電した電力を当該データセンターに供給する形態をいいます。「地産地消型」とは、データセンターの敷地外に再生可能エネルギー設備を設置して当該設備が発電した電力を自営線を介して当該データセンターに供給する形態をいいます。 ①再生可能エネルギー発電設備 ・新設の場合は、公募要領Ⅱ〔2〕(1)対象事業及び要件アに記載のように、当該設備が発電し、当該データセンターへ供給する電力量が以下の要件のいずれかを満たすこと。 ○当該データセンターの年間使用電力量の10%以上をの再エネ電力量を供給すること。 ○年間300MWh以上の再エネ電力量再生可能エネルギー発電量を供給すること ・新設の場合に限り、新規に再エネ発電設備を導入する場合、系統を介したオフサイトの再エネ発電設備電力供給量を再エネ電力量として算定することを認めます。但し、オフサイトの再エネ発電設備及びその付帯設備等については、補助対象外とします。 ・新規導入する再エネ発電設備の発電電力の一部を当該データセンター以外の需要設備等へ供給する場合、再エネ設備の新規導入の要件は満たすことになるものの、該当の再エネ発電設備及びその付帯設備等は補助対象外とします。 ②風力発電 ・経済産業省の発電用風力設備に関する技術基準を定める省令に準拠する風車であること。 ・設置場所周辺住民の了解を得ていること。 ・環境影響調査はNEDO作成の風力発電ガイドブック及び環境影響評価マニュアル又は、地方公共団体の定めた条例・指示等に準じて実施すること。 ③バイオマス発電 ・バイオマス依存率が60%以上であること。 ※バイオマス依存率の計算方法は以下のとおり。 バイオマス依存率＝$G \cdot H / (G \cdot H + I \cdot J) \times 100$ G: バイオマス利用量(m3N/h 又はkg/h) H: バイオマス低位発熱量(MJ/m3N 又はMJ/kg) I: バイオマス以外の混焼燃料利用量(m3N/h 又はkg/h) J: バイオマス以外の混焼燃料低位発熱量(m3N/h 又はMJ/kg) ④水力発電 ・発電出力1,000kW 以下であること。 ・環境影響調査を行い、関係機関、関係専門家、地域住民と協議・調整を実施すること。

No.	質 問	回 答
3	再生可能エネルギーの使用に係る補助対象設備についての 主な要件はどのようなものがありますか。	⑤地熱発電 ・周辺への排気ガス、排水、騒音、振動等の周辺環境への影響に関して、各種規制値を順守していること。 ・必要であれば地元住民等への説明の手続きを実施していること。 ⑥温度差エネルギー利用(地下水熱、下水熱、河川熱、地中熱、雪氷熱等) ・地中熱利用にあつては、暖気、冷温水不凍液の流量を調節する機能を有すること。 ・雪氷熱利用にあつては、冷気、水の流量を調節する機能を有する設備であつて、雪氷熱供給に直接的に供される設備であること。 ・新設の場合は、温度差エネルギー利用設備によって削減できるデータセンターの電力使用量についても、(1)対象事業及び要件アに記載の供給量に計上してよい。
4	再生可能エネルギー等の使用に際し必要となる補助対象設備についての主な要件はどのようなものがありますか。	主な要件は以下になります。 ①電気設備 ・受変電設備からデータセンター側の敷地内引き込み線までとなり、建物内配線、照明設備、エレベーター等は補助対象外。 ②自営線に係る設備 ・電力ケーブル、電柱、変圧器、分岐・接続設備、電力計の設備等。 ③自営線地中化のための設備 溝：管路を埋設するための溝 管路部：電力のケーブルを収容する管路 特殊部：データセンターへケーブルを接続・分岐させる箇所 引込管：データセンターのケーブルを収容する管路 地上機器：変圧器、電力系などを収容するボックス ・共同溝は電線共同溝のうち、自営線の負担分を補助対象とする。 ・電線共同溝は上部構造が水路部材で構成されるものも補助対象とするが、水路部材部分は補助対象外とする。 ・幹線共同溝(水道管、ガス管等が敷設されるような共同溝)は補助対象外とするが、そこに自営線を敷設するための工事費用は補助対象とする。 ④事故検知設備 ・当該事業のエネルギーシステムにおける地絡等の事故を検知できる設備であること。 ⑤遮断設備 ・当該事業のエネルギーシステムの構築に必要な設備及びグリッド内送電時の緊急遮断を行う設備に限る。 ⑥受変電設備 ・当該事業のエネルギーシステムの構築に必要不可欠なものに限る。
5	再生可能エネルギーの変動調整機能に係る補助対象設備についての主な要件はどのようなものがありますか。	主な要件は、以下の内容になります。 ①蓄電システム ・当該データセンターへの電力供給における調整用設備として活用するものであつて、再生可能エネルギーの発電能力と比して適切な規模のものに限る。 ・オンサイト及びオフサイト再エネ変動調整機能を持つ蓄電池は、オンサイト再エネ蓄電分のみ補助対象とする。そのため、蓄電池見積書内でオンサイト(補助対象)、オフサイト(補助対象外)が分離できる場合は、分けて見積を作成ください。分離できない場合は、オンサイト再エネの変動調整に必要な容量に応じて按分して補助する。 ・蓄電池、電圧補償装置、整流器等の設備。

No.	質 問	回 答
5	再生可能エネルギーの変動調整機能に係る補助対象設備についての主な要件はどのようなものがありますか。	②エネルギーマネジメント(EMS)機器 ・エネルギーマネジメントに必要なハードウェア等の設備。当該再エネ発電設備の発電量その他のデータに基づく需給調整の制御に必要な不可欠な本体機器、計測装置、監視制御装置、通信機器、ゲートウェイ、モニター装置等。 ・エネルギーマネジメントに必要なソフトウェア等。当該再エネ発電設備の発電量その他のデータに基づく需給調整制御に必要な不可欠な、最適化計算、制御を行うプログラム等。
6	データセンターの高効率空調・冷却に係る補助対象設備についての主な要件はどのようなものがありますか。	主な要件は、以下の内容になります。 ・データセンターの空調システムを構成する設備(熱交換器、ヒートポンプ、配管、室内機及びこれらの付帯設備等)。 ・データセンターの局所冷却設備(液体冷却設備、液浸冷却設備及びこれらの付帯設備等)。 ※二酸化炭素排出量削減効果の算出にあたり申請者が選定する比較対象機器は、概ね10年以内に発売された製品とすること。
7	審査項目にデータセンターの電力使用効率(PUE)が追加されましたが、PUEとはどのような指標ですか。	PUEは、以下の式で算出され、1.0に近いほど、空調等の付帯設備の消費電力が少なく効率的運用ができる、という指標です。 $PUE = \frac{\text{当該事業を行っている事業所のエネルギー使用量 [kWh]}}{\text{ICT機器のエネルギー使用量 [kWh]}}$
8	FIT認定を受けている或いはFIP認定取得見込みの再生可能エネルギー由来の発電設備を、本補助事業で構築する電力供給システムに組み込むことは可能でしょうか。	可能です。ただし、本補助事業の補助対象設備としては、FIT認定・FIP認定取得見込みの再生可能エネルギー由来の発電設備は補助対象外となります。
9	消防法などで定める消火設備は補助対象になりますか。	補助対象とはなりません。
10	蓄電池(火災予防条例で定める安全基準の対象(蓄電池容量が20kWhを超える)となる)の設置に当たり、所轄消防署への申請費用は補助対象になりますか。	補助対象とはなりません。
11	EMS機器の「見える化」のための機器(外部モニターなど)は対象となりますか。	補助対象となります。ただし、本補助事業目的でのみ使用する機器に限ります。他の用途でも使用する機器は補助対象外となります。
12	災害(ブラックアウト)時の自立運転を目的として導入する蓄電池は補助対象となりますか。	災害時の蓄エネや一般系統のピーク制御等が主目的の蓄電池は、補助対象外となります。
13	中古品でも補助対象となりますか。	一部が補助対象として認められるケースがあります。中古機器を補助対象に含めて応募を検討される場合は、必ず事前に協会に相談してください。
14	リユースの定置用蓄電池も補助対象になりますか。	法定耐用年数経過後の車載型蓄電池を定置用蓄電池としてリユースしたもので、公募要領に記載された基準を満たすものであれば、補助対象になります。 基準額の算定方法は新品の製品の場合と同様です。
15	再エネ電力証書等の購入は、いつまでに購入する必要がありますか。	完了実績報告までに購入し、完了実績報告書に証書等の写しを添付してください。事業完了後は、事業報告において報告してください。
16	補助事業完了後3年間報告義務がある「事業報告書」を作成するにあたり、使用電力量を計測するためのメーター等は補助対象に含めてよろしいでしょうか。	使用電力測定だけのためのメーター等については、補助対象外となります。なお、新設設備の個別の消費したエネルギーを測定するメーターが無い場合は、運転稼働実績等から消費エネルギーを推定して算出を行うことで可とします。EMS機器の一部であるメーター等は補助対象です。

No.	質 問	回 答
17	応募時は補助事業完了後のデータセンター稼働開始時の利用者(顧客等)が決まっていますが、利用者(顧客等)の確保について応募時の条件等がありますでしょうか。	応募時に補助事業完了後のデータセンター稼働開始時のデータセンターの利用者(顧客等)は必ずしも決まっている必要はありません。但し、決まっていない場合は明確な根拠を添付した上で、確実な稼働見込みを示す合理的な説明が審査委員会によって認められる必要があります。 【別紙1】実施計画書の「事業継続性」の欄に補助事業完了後のデータセンターの利用者(顧客等)について記載し、具体的な利用者(顧客等)の情報が分かる資料を、具体的な顧客情報を提示できない場合は、稼働見込みを示す合理的な説明を根拠資料と共に付して下さい。それらに基づいて稼働率等の算出をしてください。なお、資料を付していたとしても、審査委員会及びヒアリングにおいて、稼働の確実性に疑義があると判断された場合は、不採択とする場合があります。
18	CO2削減効果等の計画値を算出するためにはデータセンターの稼働率が必要になりますが、どのようにハード対策事業計算ファイルを作成して提出したら良いでしょうか。	＜新設、コンテナの場合＞ ハード対策事業計算ファイルは、データセンターの想定稼働率により算出した場合とデータセンターの稼働率を50%とした場合の2パターンご提出いただく必要があります。 ＜改修の場合＞ ハード対策事業計算ファイルは、データセンターの実績を踏まえた想定稼働率により算出した場合とデータセンターの稼働率を50%とした場合の2パターンご提出いただく必要があります。
19	屋根設置太陽光発電事業を実施する場合は、説明会等の実施は努力義務という理解でよいでしょうか。	「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」において、屋根設置太陽光発電事業を実施する場合は、説明会等の実施に努めることとされています。
20	本補助事業の申請前に、周辺地域の住民に対して説明会を既に実施していた場合は、独自様式にて、説明会等を実施したことを証する資料の提出も認められるでしょうか。	昨年度の応募においては、独自様式による提出も認める形としましたが、今年度より「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」において指定する様式を用いて提出ください。
21	再エネ率算出には、基準となるデータセンターの年間使用電力量が必要ですが、どの時点に基準を置いて算出すればよろしいですか。今後段階的に増設する計画の場合、どの時点の計画に対して再エネ率を算出すればよいでしょうか。	申請するデータセンターの範囲を決定し(棟、フロア、室など)、申請した範囲の計画の最終形に対して再エネ率を算出ください。
22	想定稼働率、稼働率50%はどのように算出すればよろしいでしょうか。	消費電力量[MWh]の比率で算出ください。分母は対象の全ICT機器を24時間×365日稼働する場合の消費電力量としてください。
G-2.「新設」の補助事業の要件及び補助対象設備について		
1	現在使用している同一規格の設備、システムの入替は対象となりますか。	単なる入替は補助対象とはなりません。
2	既存の「蓄熱水槽」を利用し事業を検討する場合、改造費用は対象になりますか。	改造費用は補助対象とはなりません。
3	事業用地の確保(売買契約や賃貸借契約等)についてはいつまでに契約を完了する必要がありますか。	交付決定までに締結してください。

No.	質 問	回 答
4	計画の範囲内で段階的にICT機器や空調設備等の稼働量を増やす計画ですが、この場合、稼働初期(全設備の導入完了前)のデータセンターの電力使用量に対して再エネ率が10%以上であればよいですか。	計画の最終形のデータセンター設備の電力使用量に対して再エネ率10%以上を満たしてください。 新規に再エネ発電設備を導入する場合、系統を介したオフサイトの再エネ発電設備電力供給量を再エネ電力量として算定することを認めます。但し、オフサイトの再エネ発電設備及びその付帯設備等については、補助対象外とします。 新規導入する再エネ発電設備の発電電力の一部を当該データセンター以外の需要設備等へも供給する場合、再エネ設備の新規導入の要件は満たすことになるものの、該当の再エネ発電設備及びその付帯設備等は補助対象外とします。 再エネ設備の法定耐用年数期間中は、供給先のデータセンターの電力使用量に対し再エネ率10%以上を満たし続ける必要があります。
5	新設の場合の対象とするデータセンター施設の単位	対象とするデータセンター施設は建屋単位のほか、「フロア」、「建屋以外」での申請も可とします。詳細は執行団体にご相談ください。
G-3.「改修」の補助事業の要件及び補助対象設備について		
1	データセンターのICT機器を、省CO2型のICT機器へ更新を検討していますが、補助対象となりますか。	ICT機器の更新は、補助対象外です。
2	既に小規模の再エネ設備があり、再エネ電力が供給されていますが、再エネ電力をより多く活用するため、再エネ設備の増設を行いたいのですが、補助対象となりますか。	補助対象となります。ただし、既存の再エネ発電電力量と増設の再エネ発電電力量を合計したものが、データセンターの使用電力量と比べ著しく大きくならないことが条件です。
3	再エネ電力の供給については、再エネ発電設備を新設する必要がありますか。	再エネ電力の供給は、再エネ発電設備の新設が必須の要件となります。 但し、新規導入する再エネ発電設備の発電電力の一部を当該データセンター以外の需要設備等へも供給する場合、再エネ設備の新規導入の要件は満たすことになるものの、該当の再エネ発電設備及びその付帯設備等は補助対象外とします。
4	再エネ設備からの電力供給量及び再エネ電力証書等の購入量に、データセンター使用電力量の何%以上などの制約はありますか。	再エネ電力供給量は、何%以上供給することの制約はありませんが、事業の選定においては再エネ電力供給量が評価の対象となります。
5	空調設備等の省CO2型設備への更新は行わず、再エネ発電設備だけの導入でも応募できますか。	既存のデータセンターにおける再エネ発電設備の導入のみでも応募可能です。
6	海外にある既存のデータセンターを改修する場合も、補助対象となりますか。	日本国内にあるデータセンターが対象となりますので、海外にあるデータセンターの改修は補助対象外です。
7	改修の場合の対象とするデータセンター施設の単位	対象とするデータセンター施設は建屋単位のほか、「フロア」、「建屋以外」での申請も可とします。詳細は執行団体にご相談ください。
G-4.「コンテナ」の補助事業の要件及び補助対象設備について		
1	再エネ電力の供給については、再エネ発電設備を新設する必要がありますか。	再エネ電力の供給については、再エネ発電設備の新設が必須の要件となります。その上で既存の再エネ発電設備からの供給及び再エネ電力メニュー、再エネ電力証書等の購入も可とします。
2	再エネ発電設備からの電力供給量及び再エネ電力証書等の購入量に、データセンター使用電力量の何%以上などの制約はありますか。	再エネ電力供給量は、何%以上供給すること等の制約はありませんが、事業の選定においては再エネ電力供給量が評価の対象となります。 新規導入する再エネ発電設備の発電電力の一部を当該データセンター以外の需要設備等へも供給する場合、再エネ設備の新規導入の要件は満たすことになるものの、該当の再エネ発電設備及びその付帯設備等は補助対象外とします。

No.	質 問	回 答
3	コンテナ・モジュール型データセンターで、モジュール型を建屋内に設置する場合も補助対象となりますか。	ICT機器等を収容したモジュールを建屋内に設置する場合も補助対象となります。ただし、建屋の建設に係る経費は補助対象外です。
4	コンテナ型データセンターの設置に関し、建築物として建築基準法に適合する必要がありますか。	本補助事業では、建築物に該当しないコンテナ型データセンターの設置を補助対象としています。建築物に該当するコンテナ型データセンター設置の場合は、収納するICT機器含め補助対象外となります。
5	コンテナ型データセンターを設置する計画をしていますが、海外に設置する場合も補助対象となりますか。	コンテナ型データセンターの設置は、日本国内に設置するものが対象となります。
6	事業用地の確保(売買契約や賃貸借契約等)についてはいつまでに契約を完了する必要がありますか。	交付決定までに締結してください。
7	補助対象となる再生可能エネルギー発電設備からの、データセンターへの電力供給方法に制約はありますか。	補助対象となる再生可能エネルギー発電設備は、自家消費型又は地産地消型のものに限りします。
H. 消費税について		
1	消費税は補助対象となりますか。	消費税及び地方消費税相当額(以下「消費税」という。)は、補助対象経費から除外して補助金額を算定してください。ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、消費税を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。 ①消費税法における納税義務者とならない補助事業者 ②免税事業者である補助事業者 ③消費税簡易課税制度を選択している(簡易課税事業者である)補助事業者 ④特別会計を設けて補助事業を行う地方公共団体又は消費税法別表第3に掲げる法人で、特定収入割合が5%を超える補助事業者 ⑤地方公共団体の一般会計である補助事業者 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定し、精算減額又は返還の必要性が発生した場合のみ、様式第9による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により、速やかに協会に報告して下さい。
I. 事業期間と期間中の計画編変更について		
1	補助事業の開始日及び、完了日はどのように考えればよいですか。	補助事業の開始日は、契約書もしくは注文請書の日付となります。なお、契約及び発注日(注文書の日付)は交付決定日以降としてください。補助事業の完了日は、検収確認を行った日となります。
2	補助事業の実施期間が単年度となっている場合、事業はいつまでに何を行えばよいですか。	令和8年2月末日までに事業を完了(検収確認・竣工確認等)してください。また、発注先への支払いを原則として完了させてください。(補助事業者に対して、補助事業に要した経費の請求がなされた場合を含みます。この場合は、完了実績報告書に領収書を添付してください。)
3	年度内完了を見込み交付申請を行ったが、執行途中の不測の事態により年度内に事業が完了できなくなった場合はどのような取扱いになるでしょうか。	本事業期間中に完了するよう、余裕を持った計画を立ててください。やむを得ない事情により事業遅延が見込まれる場合は、速やかに協会にご連絡ください。
4	来年度以降も同様な補助事業はありますか。	環境省では当該事業について令和6年度から令和11年度まで行う予定としていますが、予算は毎年度審議される結果次年度以降の予算が確保されなかった場合は、補助事業が行われない可能性があります。

No.	質 問	回 答
5	補助事業の計画変更について、交付規程第8条第1項第三号イに「ただし、軽微な変更は除く。」と記載されていますが、「軽微な変更」とは具体的にどのような場合を指すのでしょうか。	「軽微な変更」とは、補助対象経費において、交付規程の別表第2の第1欄の区分に示す、それぞれの費目の配分額の15%以内の変更で、かつCO2の排出削減効果に著しい影響を及ぼすおそれのない変更であり、以下の2点に該当する場合を指します。・事業の目的に変更をもたらすものではなく、かつ、事業者の自由な創意により、より効率的な事業目的達成に資するものと考えられる場合・事業目的及び事業効率に関係がない事業計画の細部の変更である場合 なお、変更する必要がある場合は、独自で判断せず必ず協会へ相談してください。
J. 他の補助金との併用について		
1	他の補助金と併用は可能ですか。	国からの他の補助金(国からの補助金を原資として交付する補助金を含む)を受ける場合は、補助対象外となります。重複申請は可能ですが、国からの他の補助金が採択された場合は、どちらかのみの受給となります。地方公共団体等からの補助金との併用は可能です。ただし、併用する場合には、当該地方公共団体等の補助金の制度が、国(当協会)からの補助金と併用できる仕組みになっている必要があります。なお、当該地方公共団体等の補助金の制度が、当協会の補助事業に係る自己負担額に対して補助することができる仕組みになっている場合を除き、当協会からの補助金交付額は、当該地方公共団体等からの補助金交付額を「寄付金その他の収入」として控除した額に補助率を乗じた額となります。以上から、地方公共団体等の補助金との併用に当たっては、申請の際、当該地方公共団体等の補助金の交付要綱を提出してください。
K. 補助事業における発注について		
1	業者の選定は交付決定前に行ってもよいですか。	問題ありません。
2	業者等への補助事業の発注(契約)はいつ行えばよいですか。	交付決定日以降に行ってください。
3	交付決定前に既に業者発注している場合、補助対象となりますか。	補助金の交付決定日前に発注等を行った経費については、交付対象とはなりませんので注意してください。
4	業者発注は「競争原理が働くような手続きによって相手先を決定すること」とありますが、具体的にどのようなことですか。	競争入札もしくは複数者(三者以上)による見積合わせ、企画コンペ等を行ってください。
5	補助対象となる工事等と一緒に、補助対象とならない工事等(全額自己負担)も同時に発注することは可能でしょうか。	別々に発注することが望ましいですが、一緒に発注しても構いません。ただしその場合には、補助対象の工事等と対象外の工事等の費用が、発注書・契約書・請求書等の中で明確に区分できるようにしてください。
6	自社調達において、一部外注する場合の外注先にも三者の見積合わせは必要でしょうか。	三者見積が必要です。上記4に準拠し対応してください。
7	発注先決定に関し、原則入札行為が必要なことは理解していますが、社内規定に基づき、本設備の導入に当たっては、従来から安全上の観点から随意契約としています。補助事業の場合でも随意契約できますか。	補助事業の運営上、一般競争が困難又は不相当である場合は、指名競争、又は随意契約によることができます。契約を結ぶ前に選定理由書を提出してください。
8	外注により、請負差額が発生した場合、その差額内で別途契約を行いたい、行ってもよろしいですか。	交付決定の内容と異なるので、原則認められません。

No.	質 問	回 答
9	系統連系に係る保護継電器である「RPR / 逆電力継電器」等の、納期が長期化する設備については、交付決定前に発注することは可能ですか。	系統連系に係る保護継電器である「RPR / 逆電力継電器」「OVGR / 地絡過電圧継電器」「ZPD / 零相電圧検出装置/検出器」などやキュービクル(高圧受変電設備)は納期が長期化している昨今の情勢を踏まえ、補助対象外経費に該当するものとし、補助対象経費とは別の発注、契約であることを条件に交付決定日より前の発注を可とします。この場合でも、事業期間内における太陽光発電設備等の完成が必要なことに注意してください。
L. 補助金の交付について		
1	概算払いはできますか。	補助金の支払いは、原則として、交付決定期間の終了後となります。ただし、当協会における審査及び環境省との協議を経て、必要があると認める場合においては、例外的に概算払いが可能となる場合があります。概算払が必要な場合は、概算払に当たっては財務省との協議を要するため、必ずしも希望に添えない場合があることに留意の上、事前に当協会にご相談ください。
2	補助金の支払いの目処について教えてください。	補助金支払いは、補助事業の完了後(3月末)になります。
M. 圧縮記帳について		
1	圧縮記帳は適用可能ですか。	所得税法第42条(国庫補助金等の総収入金額不算入)又は法人税法第42条(国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入)において、国庫補助金等の交付を受け、その交付の目的に適合する固定資産の取得等をした場合に、その国庫補助金等について総収入金額不算入又は圧縮限度額まで損金算入することができる税務上の特例(以下「圧縮記帳等」という。)が設けられています。本補助金に関しては、圧縮記帳等の適用を受ける国庫補助金等に該当しますので、圧縮記帳等の適用にあたっては、税理士等の専門家にもご相談していただきつつ、適切な経理処理の上、ご活用ください。なお、固定資産の取得に充てるための補助金等とそれ以外の補助金等(例えば、経費補填の補助金等)とを合わせて交付する場合には、固定資産の取得に充てるための補助金等以外の補助金等については税務上の特例の対象とはなりませんので、ご注意ください。
N. 補助事業で導入した財産の処分について		
1	補助事業で取得した財産を処分したい場合、制限はありますか。また、どのような手続きが必要になりますか。	補助金で取得し、又は効用の増加した財産(取得財産等)を、当該財産の処分制限期間(法定耐用年数)内に処分(補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し(廃棄を含む。)をすることをいう。)しようとするときは、事前に処分内容等について協会の承認を受けなければなりません。なお、法定耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省第15号)に定められた期間となります。
O. 事業報告書について		
1	事業終了後3年間の事業報告書には具体的に何を記載する必要がありますか。	対象となる期間中の二酸化炭素削減量の目標に対する実績値や、目標未達の場合の原因と対策等を報告していただきます。また、期間中の再エネ調達方法の実績や、使用電力量に対する再エネ率の実績値についても報告していただきます。
2	補助事業で導入した設備等を稼働した結果、CO2削減目標値を達成できなかった場合、補助金返還の可能性はありますか。	CO2削減量が目標値に達しなかった原因等を具体的にお示しいただくとともに対策等について報告していただきますが、CO2削減量等が当初の目標と大きく乖離している場合は補助金の返還が発生する可能性があります。

No.	質 問	回 答
3	補助事業の実施により取得した温室効果ガス削減効果につき、J-クレジットとして認証を受け、クレジットの運用をすることは可能ですか。	交付規程第8条第1項第十五号を参照願います。補助事業により取得した温室効果ガス削減効果は、施設設備の法定耐用年数期間を経過するまで、認証を受けること、またこれを運用することはできません。
4	補助事業に実施により取得した温室効果ガス排出削減効果をグリーン電力証書の認証・取引に利用することはできますか。	本補助事業により取得する温室効果ガス排出削減効果(環境価値)をグリーン電力証書の認証・取引に利用することはカーボンクレジット登録と同じく、認められません。